

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
社会保険労務士 西川 純子

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ: <http://www.m-cg.co.jp>

4月の事務カレンダー

- 1日** 労働保険の年度更新手続の開始(7月10日まで)【労働基準監督署】
- 10日** 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 15日** 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出(4月1日現在)【市区町村】
- 30日** 法人税の申告と納税(2月決算法人及び8月決算法人の中間申告)【税務署】
固定資産税(都市計画税)の納付(第1期分)【郵便局または銀行】
健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

助成金のご紹介

65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

今月号では、65歳超雇用推進助成金の65歳超継続雇用促進コースをご紹介します。
A.65歳以上への定年引上げ、B.定年の定め廃止、C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、D.他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成するコースとなっています。

助成額【A.65歳以上への定年の引上げ、B.定年の定め廃止】

措置内容 対象被保険者	65歳	66歳～69歳		70歳以上	定年廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

助成額【C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

措置内容 対象被保険者	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

助成額【D.他社による継続雇用制度の導入】

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

対象被保険者とは、支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者を指します。対象被保険者数と措置内容に応じて助成額が決定されます。

【主な支給要件】

- (1) 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
就業規則（定年に関する規定）の改訂に要する経費など
- (2) 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- (3) 高年齢雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。

「高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善」や「法外の健康管理制度（胃がん健診等や生活習慣病予防検診）の導入」など、支給申請の手引きに定められた措置のうち1つ以上を実施していただく必要があります。

【申請受付期間】

A～Dの措置の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（15日が行政機関の休日にあたる場合は、翌開庁日）まで。

交際費等に係る飲食費の金額基準

令和6年度税制改正では、交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が「1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）」に引き上げられました。（措令37の5）

< 令和6年度税制改正の概要 >

交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に引き上げ
接待飲食費の50%損金算入特例と中小企業の定額控除限度額（年800万円）の特例の
適用期限が令和9年3月31日まで3年延長

< 飲食費の金額基準の概要等 >

対象となる飲食費の定義は、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為（飲食等）のために要する費用」で、次の事項を記載した書類を保存していることが適用要件となります。

書類への記載事項

飲食等のあった年月日

飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

飲食等に参加した者の数

飲食等の額並びに飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由により名称又は所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載事項となる）

その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

< 適用時期 >

法人の事業年度を基礎とした適用関係ではなく、令和6年4月1日以後に支出する飲食費に適用、つまり、飲食費の支出ベースで適用されています。

< 飲食費の支出の意義 >

「飲食等の行為があったとき」に飲食等の支出の事実があったものと取り扱われます。

< 1人当たりの飲食費が1万円を超えた場合 >

1万円を超える部分のみが交際費等に該当するのではなく、全額が交際費等に該当することになります。

1人当たり1万円を超える飲食費は、接待飲食費の50%損金算入特例又は中小企業の定額控除限度（年800万円）の特例を適用して損金算入することができます。